

修了考査問題（例示）

【注意事項】

1. 修了考査の時間は、**1時間**です。
2. 問題は、**表裏合わせて全30問**あります。
3. 講習テキストの閲覧は、可とします。
4. 解答にあたり、適用すべき法令等は、**令和7年6月1日現在において施行**されているものとします。

| 問題番号 | 問 題 |
|------|---|
| 1 | 建築士法においては、管理建築士のみ ^に 建築士の職責として、業務に関する法令に精通することが求められている。 |
| 2 | 建築士法においては、建築士でない者が建築士又はこれに紛らわしい名称を用いることを禁止している。 |
| 3 | 建築士は、違反建築物を建築しようとする等の法令に違反する行為について指示したり、相談に応じたりしてはならない。 |
| 4 | 建築士法において、建築士事務所に属する建築士は、定期講習の受講が義務付けられている。 |
| 5 | 管理建築士が総括する技術的事項として、他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成は含まれない。 |
| 6 | 建築士事務所に掲げなければならない標識の記載事項には、「事務所登録の有効期間」は含まれない。 |
| 7 | 確認申請書が提出された際に、申請書の「設計者」欄または「工事監理者」欄に、建築士等の資格及び氏名が記載されている場合には、記載されているすべての建築士等について、建築士等の免許登録（交付）の有無を確かめることとされている。 |
| 8 | 完了検査では、建築基準関係規定への適合性が確認された確認申請図書と工事の状況の一致を照合する。 |
| 9 | 住宅に関する設計業務等の管理を行うに当たっては、性能表示制度、紛争処理機関及び瑕疵担保責任の特例について、それぞれ十分に理解することが重要である。 |
| 10 | 工事の請負人は、工事監理者から工事を図書どおり実施するよう求められた場合は、いかなる理由があっても、これに従わなければならない。 |

| 問題番号 | 問 題 |
|------|---|
| 11 | 委託者のニーズに応え、求められる建築物の品質を確保するためには、所員の個々の自発的な能力の向上を期待すべきで、事務所の体制を整備する必要はない。 |
| 12 | 環境配慮契約法では、国等が国等の建築物の設計に当たりプロポーザル方式により設計者を選定する場合は、環境配慮型プロポーザルとすることが規定されている。 |
| 13 | 建築士事務所の持続性と建築物の品質確保とは全く無関係である。 |
| 14 | 建築士事務所の運営でもっとも重要な経営資源は、「人材」である。 |
| 15 | 建築士に求められる能力には、業務に関連する法令に関する知識は含まれない。 |
| 16 | 管理建築士に求められる能力の一つに、リーダーシップがある。 |
| 17 | 建築士事務所の教育訓練とは、所員自らが発意するものであり、管理建築士が関与するものではない。 |
| 18 | 財務管理や経理は、建築士事務所の資金面を扱う業務で、大別すると、会計業務、資金業務及び事業管理の三つの領域に分けることができる。 |
| 19 | 貸借対照表(B/S)とは、「企業が事業資金(資本)をどのように集めて、それをどのような形(資産)で保有しているかの状態を示す表」である。 |
| 20 | 直接人件費とは、プロジェクトに携わった技術者の人件費の総計である。 |
| 21 | 建築士事務所開設者が法定労働時間を超えて労働させるには、労働組合または所員の過半数を代表する者と書面による協定(36協定)を結び、2年に1回、労働基準監督署に届け出る必要がある。 |
| 22 | 建築物の設計及び工事監理の一連の業務進捗のなかで、管理建築士が行う管理は、「属する建築士や技術者の監督」と「その業務遂行の適正の確保」である。 |
| 23 | 元請業者は、設備設計又は構造設計を再委託した場合、設計内容のうち設備設計又は構造設計についての責任を負う必要がない。 |
| 24 | 設計の各段階で設計と条件が成果品(設計図書等)への確に反映されているかを、設計と条件と成果品との照合によって、確認・チェックすることを「設計検証」という。 |
| 25 | 設計変更の例として、施工者事由により設計に大幅な変更が生じた場合は、委託者が承認すれば建築士事務所の管理責任がある者の判断は必要はない。 |
| 26 | 建築士事務所における工事監理業務の「手順・ルール」で考慮しなければならない要素の一つに、施工管理状況の確認及び工事確認がある。 |
| 27 | 施工管理体制の確認で、留意する必要がある事項の一つに、施工管理体制(下請専門工事業者を含む施工組織全体の管理体制)がある。 |
| 28 | 「建築士事務所協会」の業務には、「苦情解決業務」は含まれない。 |
| 29 | 建築無料相談員の建築士が、不適切な説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果相手方に損害を与えたときは、損害賠償請求をされることがある。 |
| 30 | 建築士法では、建築士事務所の賠償責任保険への加入について努力義務を課するための規定は設けられていない。 |